5　各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6　5の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

7　(a)　投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従ってその請求を取り下げるときに限り、4に規定する調停又は仲裁を求めることができる。

(b)　投資紛争が4に規定する調停又は仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

9　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

10　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

12　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

13　4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

14　紛争締約国は、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、紛争投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対する**塡**補その他の補償を受領した旨又は将来受領する旨を主張することはできない。

第十七条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(1)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(2)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(3)　安全

(d)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(1)　戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(2)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(e)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

(f)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　一方の締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であって次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

(a)　関係の分野及び小分野又は事項

(b)　当該措置に関係する義務又は条項

(c)　当該措置の法的根拠

(d)　当該措置の簡潔な説明

(e)　当該措置をとる目的

第十八条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2　1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十九条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。